発注情報詳細（物品・委託等）

応募方法		申込書類の提出による
公表日		令和５年２月28日（火）
件名		高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市公式情報サイト「ふぁんみっけ」運営業務委託
履行場所		横浜市こども青少年局青少年育成課
履行期間等		令和５年４月１日から令和６年３月31日まで
参加資格	種目	ー
	所在地区分	市内
	企業規模区分	中小企業・その他
	その他	以下の要件をすべて満たす事業者であること (1)　青少年の育成や課題をテーマとした研修・講座、普及啓発や他機関への指導・助言などを行った実績がある者。 (2)　横浜市内の青少年施設や相談機関・専門機関を運営、またはそれらと連携して青少年の健全育成を目的とした事業を行った実績がある者。 青少年関係施設：青少年育成センター、野島青少年研修センター、横浜こども科学館、青少年野外活動センター 相談機関・専門機関：横浜市総合教育センター、横浜市青少年相談センター、かながわ・若者総合センター、よこはまユースプラザなど
提出書類		申込期限までに、以下の書類を提出してください。 見積書
提出場所		横浜市こども青少年局青少年育成課（横浜市中区本町６-50-10　横浜市役所（新市庁舎）13階）
提出方法		「提出書類」を、持参又は郵送により、「提出場所」へ提出してください。 ただし、持参する場合は、事前に電話連絡の上、お越しください。持参する場合の受付は、土曜日、日曜日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで行います。
設計図書		当ホームページに掲載
質問書提出期限及び提出方法		令和５年３月７日（火）
		Eメールアドレス：kd-ikusei@city.yokohama.jp
回答期限日時		令和５年３月９日（木）　17時までに、当ホームページに掲載
見積書提出期限		令和５年３月15日（水）　17時まで
支払い条件		前金払：しない　部分払：しない　契約保証：免除
注意事項		見積書には、消費税法第９条第１項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、最低価格見積者となった場合には、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とします。
発注担当課		こども青少年局青少年部青少年育成課　電話０４５－６７１－２３２４
契約事務担当課		こども青少年局青少年部青少年育成課